

## ★ コミュニティ・スクール推進のための3ヶ年『共有』計画

白石町教育委員会

- 1 目標
  - ① 学校・家庭・地域が、コミュニティ・スクール導入の意義を理解し、子どもの教育や子育てに関する目標を共有する。
  - ② 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を再確認し、分担して共育を行う。
  - ③ お互いが双方向の関係で連携・補完し、子どもが育つ地域基盤をつくる。
- 2 推進のキーワード  
「実態把握・双方向で・少しずつ、がんばりすぎない」
- 3 3年間のテーマ・主な活動の流れ

〔1年次：周知・試行期〕→〔2年次：整理・浸透期〕→〔3年次：深化・充実期〕

## 【周知の際の共通理解・確認事項】

- 1 「地域とともにある学校」の実現のために、コミュニティ・スクールを導入した。  
合言葉は、「チーム学校『共有・共働・共育』」
- 2 白石町の育てたい子ども像（別添資料参照）
  - (1) 笑顔で元気に学校へ通う子ども(P 1, 5)  
(家庭内でのあいさつ, 自力登校 など)
  - (2) 目標を持ってさわやかに取り組む子ども(P 2～4, P 6～8)  
(主体的に学ぶ姿勢, 計画的な家庭学習など。多少の苦労や我慢に打ち勝ち, 一日一日, 一步一步できる努力を続ける。)
  - (3) わが町を誇りに思う子ども(P 4, 8)  
(白石町のひと・もの・こと, たくさんのよさを体全体で学び, 実感する。この町に住みたい, 貢献したいと思える。)

※ この子ども像を受け, 各学校で学校運営の基本方針をもとに, 具体的な取組を行う。
- 3 全小中学校で策定して取り組みたい重点項目（3年スパンの中で計画的に）
  - (1) 基礎的・基本的学習内容の確実な定着を図るための、協働による家庭学習の推進  
(例：校区ブロックや小中連携を見据えた「家庭学習の手引き」、校区関係者による寺子屋の開設等)
  - (2) 子どもの自主、自律性を高め育むための、協働によるたくましさに関わる基本的生活習慣の育成  
(例：自力登校への取組等)
  - (3) 校区の伝統を継承し、郷土愛を育むための協働による地域貢献活動

#### 4 「白石町のコミュニティ・スクール」とは・・・

(「ひっきゃ」で呼びかけ続けたいキーワード)

- (1) 学校・家庭という教育の主体を、地域(ひっきゃ)というドームの中で、育てていくまちづくりである。
- (2) 町子どもたちをほめ励まし、時には厳しく叱れる地域の応援団づくりである。
- (3) 学校・家庭、そして地域が、お互いに持ちつ持たれつ迷惑をかけ合える関係づくりである。
- (4) 町ぐるみ・全小中学校での取組を、試行錯誤しながら工夫改善を続けていく。結果を急ぎすぎてはいけない。
- (5) 「つ・み・か・さ・ね」(つなぐ・見守る・関わる・支える・願う)を大切に、一日一日・一步一步小さな働きかけを共に積み上げていくことである。

#### 5 この先にあるもの

まずは3年。その後、5年～10年先を見据えて、このコミュニティ・スクールの取組が地域の活性化につながることを願う。

#### 〔1年次：周知・試行期〕

<学校・家庭・地域>

- ・学校(校長)の学校運営の方針を共有し、方向性を定める
- ・委員を中核として、教師・保護者・地域住民に目的や願いを伝える
- ・膝をつきあわせて子どもの現状、育てたい姿について語りあう
- ・今できることを試す
- ・試したことを目的、子どもの成長という視点から振り返り、成果と残された課題を洗い出す
- ・2年次の取組、組織、分担等について、学校運営協議会を中心に協議し、次年度の見通しを持つ。

(コミュニティ・スクールの意義や目的について、数多くの場で周知を図る。)

<白石町教育委員会>

- ・PTA、保護者会、地区評議員会、駐在員会、各種関係団体会合等での情宣活動
- ・月例校長会、教頭会、町教育の明日を考える集会等での講演、意見交換、情報と課題の共有
- ・コミュニティ・スクール進捗状況・実態についての調査、集約、1年次の評価

#### 〔2年次：整理・浸透期〕

<学校・家庭・地域>

- ・1年次の成果、課題をふまえて2年次の取組を確認し、優先順位を決めて整理する。
- ・学校(校長)の学校運営の方針を共有し、方向性を定める
- ・委員を中核として、教師・保護者・地域住民に目的や願いを伝える
- ・子どもの現状を見つめ、取組の目的を共有し、内容、分担などの効率化を図り実践する。
- ・目的、子どもの成長に照らして実践を振り返り、成果と課題を洗い出す。
- ・3年次の取組、組織、分担等についての見通しを持つ

(幅広く人材を巻き込む。双方向で協働する。)

<白石町教育委員会>

- ・PTA、保護者会、地区評議員会、駐在員会、各種関係団体会合等での情宣活動
- ・月例校長会、教頭会、町教育の明日を考える集会等での講演、意見交換、情報と課題の共有
- ・コミュニティ・スクール進捗状況・実態についての調査、集約、2年次の評価

### 〔3年次：深化・充実期〕

＜学校・家庭・地域＞

- ・ 2年次の成果，課題をふまえて3年次の取組を確認し，焦点化する。
- ・ 学校(校長)の学校運営の方針を共有し，方向性を定める
- ・ 委員を中核として，教師・保護者・地域住民に目的や願いを伝える
- ・ 子どもの現状を見つめ，取組の目的を共有し，内容，分担などの焦点化を図り実践する。
- ・ 目的，子どもの成長に照らして実践を振り返り，成果と課題を洗い出す。
- ・ 3年次の取組，組織，分担等についての見通しを持つ  
(目的に向けて内容の精選を行い，活動の強化を図る。スムーズな組織，協働の流れをつくる。)

＜白石町教育委員会＞

- ・ P T A，保護者会，地区評議員会，駐在員会，各種関係団体会合等での情宣活動
- ・ 月例校長会，教頭会，町教育の明日を考える集会等での講演，意見交換，情報と課題の共有
- ・ コミュニティ・スクール進捗状況・実態についての調査，集約，3年次の評価

### 〔4年次～ 継続・涵養〕

- ・ 3年間の取組を新たな校区の伝統として継承
- ・ 子どもの成長を願いながら工夫改善を加えながら共育を継続していく。

### 【参考】

#### 《教育基本法(条文抜粋)》

##### 第九条(教員)

法律に定める学校の教員は，自己の崇高な使命を深く自覚し，絶えず研究と修養に励み，その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については，その使命と職責の重要性にかんがみ，その身分は尊重され，待遇の適正が期せられるとともに，養成と研修の充実が図られなければならない。

##### 第十条(家庭教育)

父母その他の保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は，家庭教育の自主性を尊重しつつ，保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

##### 第十三条(学校，家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに，相互の連携及び協力を努めるものとする。